

「国際人口開発会議」30周年(ICPD+30)に向けた 政策提言

本文書の目的

2024年は、1994年にカイロで開催された国際人口開発会議(ICPD)の30周年にあたる。この会議では、179カ国が開発計画の中核に人権を据えた革新的な行動計画(PoA)を採択した。これは、持続可能な開発における性と生殖に関する健康と権利(SRHR)の重要性を認識した重要な転換点であった。

ICPD行動計画の30周年は、SRHRに関する二極化が進み、ジェンダーと人権に対する反発が広範に拡大している一方で、市民活動は衰退している。SRHRに進展がなければ、ジェンダーの平等も持続可能な開発も達成できないことを認識し、ICPDアジェンダの進展を推進することが重要である。

これまでに達成された利益は、大きな課題に直面している。その中には、女性と女の子の権利と選択に対する脅威、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)パンデミックと複数の危機による悪影響、そして、家父長制的なアジェンダを推進するために権利に基づく言葉を利用し、これまでの進歩を弱体化させる戦略として意図的に偽情報と恐怖を押し付ける、十分な資金と組織力を持つ反対グループの台頭が含まれる。

未来サミット(2024年9月に開催される、2030年以降のアジェンダをめぐる国連サミット)も目前に迫っており、ICPD+30は、SRHR

が優先事項であり続けることを確実にするための重要な機会であり、包括的性教育(CSE)、年齢とジェンダーに配慮した性と生殖に関する健康(SRH)サービス、人道的環境支援におけるSRHR、有害なジェンダー規範への取り組み、思春期の女の子とユース女性が自身のニーズを満たすための意思決定、政策、介入策を形成できるようにすることといった、優先分野への取り組み、投資、行動が求められている。

本文書は、ICPD+30に関連した提唱活動に情報を提供するための提唱メッセージと提言を、範囲を問わず、国、地域、世界に向けて提供するものである。特に、プラン・インターナショナルのSRHRに関する優先事項(グローバルアドボカシー戦略であるSRHR目標と基本目標にリンク)を中心に、女の子とユース女性のあらゆる多様性におけるSRHRの実現に向けたメッセージを含んでおり、特に以下の点に焦点を当てている。

- 1) CSE
- 2) 包摂的で、年齢とジェンダーに配慮したSRHサービス
- 3) 有害なジェンダー規範の変革
- 4) 人道支援におけるSRHR
- 5) 重要な意思決定の場における思春期の若者とユースの有意義な参加の支援、思春期の若者とユース主導のグループへの資金提供の増加

背景

世界中で思春期にある若者の数は、約 13 億人にも達している。これは過去に例のない最大の若者世代である。しかし、特に思春期の女の子は、気候変動、紛争、COVID-19 パンデミックによって、彼女たちの幸福に対する複数の問題が複雑に絡み合った課題に直面している。

10～19 歳の年齢期は、幸福、健康、発達の点からみて、重要な時期にあたる。しかし世界全体では、毎年 110 万人もの思春期の若者が、予防可能な原因によって命を落としている。SRHR のある側面、例えば妊産婦の健康、HIV の予防および治療とケア、避妊具の使用などについては、過去 20 年間に大きな進歩があった。しかし、妊娠、出産、安全ではない人工妊娠中絶による合併症、性暴力などによる死亡は、依然として憂慮すべき高水準にある。



妊娠・出産に関連する合併症は、15～19 歳の女の子の主な死因であり、15 歳以前に妊娠した女の子は、妊娠・出産・産後に死亡するリスクが 2 倍になる。

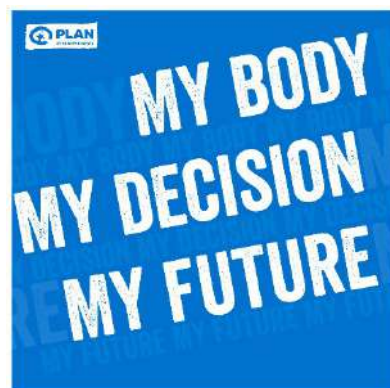
女の子とユース女性は、根強く残るジェンダー不平等と多くの社会で価値が低いとみなされることによって、SRHR 侵害の影響を不当に受けやすく、脆弱である。彼女たちは、強要、屈従、暴力、差別から解放され、健康的で安全で楽しい性を実践できるよう、十分な情報を得た上で意思決定する自律性や知識を否定されることが多い。これは特に、貧困、危機的状況や非常事態の中で、あるいは脆弱で疎外された集団に属する女の子とユース女性に当てはまり、複数の形態の差別が交差するため、健康や幸福に対する更なるリスクに直面することが多い。

思春期の女の子は、早すぎる意図しない妊娠や出産、暴力、精神衛生、社会的圧力など、複雑で特有の健康上の課題に直面している。思春期に行なった選択と行動は、生涯にわたってその人の

健康を大きく左右することになってしまう。

にもかかわらず、思春期の若者が保健サービスや必要な情報へアクセスするには、多くの壁が立ちはだかっている。この年代のグループは国の保健政策や実践に体系的に含まれていない。有害な社会規範を含む経済的、物理的、社会的、文化的障壁も、適切な時期に質の高い保健サービスを受けることを妨げている。年齢やジェンダーに配慮した SRH サービスは、多くの場合不足している。SRH サービスが存在していたとしても、女性の性をめぐる有害な社会的・ジェンダー規範によって、あらゆる多様性を持つ思春期の女の子が SRH サービスを求める段階で、偏見や差別、強要、暴力に直面してしまう。移動と行動の自由の制限もまた、女の子やユース女性の SRH サービスへの平等なアクセスを制限している可能性がある。低資源国では、15～19 歳の女の子とユース女性の 2,300 万人が、近代的避妊方法にアクセスすることができない。毎年、15～19 歳の約 400 万人の女の子が安全ではない中絶を受け、死の危険にさらされている。

女の子とユース女性は、性的虐待を含む極めて高いレベルの暴力を経験し続けている。交際経験のある思春期の女の子のほぼ 4 人に 1 人が、親密なパートナーや夫からの身体的・性暴力を受けている。女の子と女性に対する暴力は、傷害・けが、障害、HIV 感染リスクの増加、性暴力による意図しない妊娠など、身体的・心理的に多大な結果を引き起こす。



早すぎる、強制された結婚(CEF MU)や女性器切除(FGM)のような有害な慣行もまた、女の子と女性の性と生殖に関する健康と幸福に壊滅的な影響を与え続けている。31カ国に暮らす少なくとも2億人の女の子と女性が、FGMを受けたと推定されている。

人道支援の現場においては、思春期の女の子が直面する多くのリスクが増大する傾向にあり、妊産婦死亡の5分の3は、そのような脆弱な状況で起こっている。同時に、女の子を守ることができる組織やネットワーク、制度が弱体化したり、破壊されたりすることもある。紛争中、女の子と女性は意図的に標的にされ、さまざまな形の暴力や虐待を受けることもある。更に、必要不可欠な保健サービスが途絶えることで、意図しない妊娠や深刻な性と生殖に関する健康問題や合併症の可能性が高まる。

重要な位置づけ

プラン・インターナショナルは、すべての子ども、思春期の若者、ユースが、強要、暴力、差別、虐待から解放され、性と生殖に関する健康と人生に関する十分な情報を得、自分自身で自由に選択し、決める権利がある、と考える。特に、あらゆる多様性を持つ女の子とユース女性は、これらの権利を行使する能力を否定されている。すべての子ども、思春期の若者、ユースの権利を守ることは、ジェンダー平等を達成するための基本である。

包括的性教育(CSE)

- プラン・インターナショナルは、すべての子ども、思春期の若者、そしてユースが、差別なく、CSEを受け、知識を得て、価値観や態度を探求し、健康と幸福を促進するために必要なスキルを身につけ、人間関係と性について自覚し、健康的な選択をする権利があり、その選択は尊重されるべきである、と考える。また強要や暴力、差別なく、子どもが幼少期から生涯にわたる健全な態度と実践を探求し、明確にし、形成していけるように、身体、人間関係、ジェンダー、性について子どもが学ぶことを受け入れられるよう、親や教育者への支援も必要である。
- 包括的性教育は、危機的な時期も含め、すべての子ども、思春期の若者、ユースにとって、正規・非正規を問わず教育環境において、アクセスしやすいものでなければならない。正規のカリキュラムを補完する課外活動も、親やコミュニティの関与、年齢やジェンダーに配慮した医療やその他のサービスとの連携と同様に重要である。包括的性教育は、非審判的、非差別的、科学的に正確で、利用しやすく、包括的で、権利に基づき、ジェンダー・トランスフォーメティブなやり方で、子ども、思春期の若者、ユースの発達する能力に適応した方法で提供されるべきである。

年齢とジェンダーに配慮した SRH サービス

- ・ プラン・インターナショナルは、SRHR サービスは普遍的保障の不可欠な要素であり、健康への権利の実現に不可欠であると考えている。SRHR サービスは、年齢やジェンダーに配慮し、権利に基づいたものであり、緊急事態や人道的支援を含め、すべての思春期の若者やユースが利用できるものでなければならない。サービスは、移民、少数民族や先住民族の人、障害者、LGBTQI+を自認する人などを含み、最も脆弱で疎外された思春期の若者やユースが利用できるものでなければならない。
- ・ SRHR サービスは、性暴力の被害を受けた人々のニーズに応えるだけでなく、ジェンダーに基づく暴力をなくすための介入と関連づけられるべきである。
- ・ SRH を含む保健サービスは、年齢、ジェンダー、障害、性的指向、性自認、結婚の有無にかかわらず、誰もが利用できるものであることが重要である。そのサービスは利用者のプライバシーと守秘義務を尊重し、同時に司法、

- 配偶者、親、保護者の同意がなくても利用できるものでなければならない。
- ・ 私たちは、質の高い、年齢とジェンダーに配慮したサービスを提供するためには、十分な訓練を受け、支援が受けられる医療従事者が不可欠であると考えている。利用料や経費を削減または撤廃し、すべての思春期の若者やユースが利用できるようにするには、十分な保健予算の確保が不可欠である。
- ・ 目的と多様なニーズに合う保健サービスにするためには、サービスの計画、実施、モニタリングのプロセスにおいて、思春期の若者とユースの有意義な参加を取り込むことに重点を置くべきである。



思春期の意図しない妊娠

- ・ プラン・インターナショナルは、思春期の意図しない妊娠、特に低年齢層の妊娠に取り組み、思春期の母親を支援することに尽力している。私たちは、思春期の妊娠が妊産婦の死亡率と罹患率の主な原因であり、女の子の権利の重大な侵害であることを認識している。
- ・ 私たちは、思春期の早すぎるかつ意図しない妊娠は防ぐことができ、また防ぐべきだと考える。そのためには、ジェンダー差別的な規範に挑戦し、女の子に対する性暴力を根絶すること、女の子の主体性を強化し、生殖に関する健康について自律的かつ十分な情報を得た上で決定する能力を強化すること、確実に CSE を提供し、保健制度とサービスが(子どもの権利委員会一般的意見第 15 号第

- 56 項に沿って)近代的な避妊法の提供を含め、思春期の若者に特有のニーズを満たすようにすることが必要である。
- ・ 教育は、思春期の妊娠と早すぎる出産を遅らせるための強力な手段となりうる。私たちはまた、思春期の妊娠が、早すぎる強制された結婚(児童婚)の原因となり、またその結果となりうることも認識している。
- ・ プラン・インターナショナルは、すべての女の子とユース女性が、質の高い妊産婦保健と産科医療サービス、安全で合法的な中絶、中絶後のケアにアクセスする権利があると考えている。保健予算には、緊急産科ケアやフィスチュラの治療を含め、それらの提供のための十分な財源が含まれていなければならない。

避妊

- プラン・インターナショナルは、低年齢の思春期の若者を含むすべての性的に活発な思春期の若者と、家族計画の必要性が満たされていないユースは、近代的な避妊方法を利用できるようにするべきだと考える。経済的、社

会的および文化的権利に関する委員会の一般的意見第 14 号に沿い、避妊に関連するサービスは、差別、スティグマなく、配偶者、保護者、または法的同意なしで、当該者の発達する能力に応じて提供されるべきである。

安全な中絶方法

- プラン・インターナショナルは、安全な中絶は保健医療の範疇であり、すべての女の子と女性が利用可能であるべきだと考える。また、すべてのユースに CSE を提供し、近代的な避妊法（緊急避妊法を含む）を利用できるようにすることが、意図しない妊娠を防ぐために不可欠であると考えられる。
- 中絶が合法である場合、サービスの提供は、その国の法的枠組みの最大限の範囲内で行われるべきである。中絶が禁止または制限されている国では、女の子や女性が危険な中絶を今も受けていることを私たちは認識している。そのような国々では、中絶を求める女の子や女性が訴追や処罰を受けるべきではないと私たちは考える。
- プラン・インターナショナルは、危険な中絶は予防可能なものであるにもかかわらず、世界中の女の子と女性の死亡および健康障害と

疾病の予防可能な原因となっており、多くは女の子と女性の基本的人権の侵害の結果であると認識している。安全で合法的な中絶へのアクセスなしに、健康である権利とジェンダー平等が前進することはない。

- 中絶の法的地位にかかわらず、プラン・インターナショナルは、すべての女の子と女性のための質の高い中絶後のケアと心理社会的カウンセリングや支援が、差別や罰則の脅威なく、利用可能であるべきだと考える。



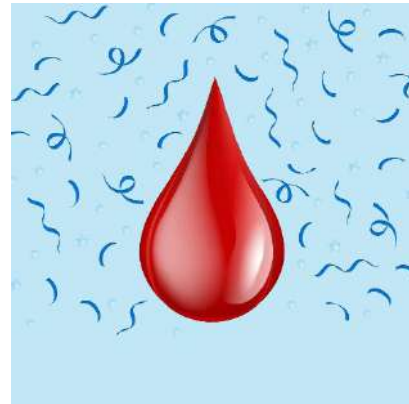
有害なジェンダー規範への取り組み

- プラン・インターナショナルは、子ども、思春期の若者、ユース、特に女の子と若い女性の SRHR の実現を妨げるジェンダー不平等と社会規範に挑戦することが極めて重要であると考えられる。これらの規範を正当化するために、伝統的、文化的、宗教的な根拠を用いるべきではない。

- 態度、規範、行動に変化をもたらすためには、性と生殖をめぐる有害なジェンダーステレオタイプや期待に挑戦するだけでなく、SRHR に関する世代間の対話を実施し、促進することが極めて重要である。その対話には、子ども、思春期の若者、ユース、保護者、伝統的および宗教的指導者、保健スタッフ、教師、そして男の子や男性などあらゆる立場の人々の参加が不可欠である。

月経の健康と衛生

- ・ プラン・インターナショナルは、家庭や学校、広範な社会において、月経とそれにまつわる話をタブー視する風潮や慎重な態度をとることこそが、ジェンダー不平等をより促進させ、根付かせる要因になっているとみている。すべての公共スペース、特に学校において、すべての女の子とユース女性が独立した清潔な衛生施設へのアクセスが可能でなければならない。また、彼女たちが月経に関する正確な情報と清潔な生理用品にもアクセスできるようにすべきである。



人道支援における SRHR

- ・ プラン・インターナショナルは、危機の際にも人権は確保されるべきであり、人道的対応に関わるすべての関係者は、すべての子ども、青少年、若者、特に女の子と若い女性が SRHR を実現できるよう、あらゆる手段を講じるべきだと考える。
- ・ SRHR は、それ自体が重要なだけでなく、子どもの生存や教育など、他の分野における人道的目標を達成するためにも重要である。
- ・ 人道支援の現場において、女の子とユース女性の SRHR は、救命手段として優先し、十分な資金提供が必要なものとして認識されなければならない。これには、緊急事態における生殖に関する健康のための最小限の初期サービスパッケージ(MISP)の迅速かつ完全な実施、積極的な性教育、危機の発生から思春期の若者の月経の健康と衛生への支援が含まれる。
- ・ 災害リスクの軽減、回復力の構築、人道的対応の計画と実施にあたっては、子ども、青少年、若者、特に女の子と若い女性が直面するリスクを十分に考慮し、彼らの SRHR を守り、実現しなければならない。
- ・ プラン・インターナショナルはまた、すべての人道支援従事者が、人道的対応のあらゆる側面にジェンダーと年齢のレンズを適応させ、性暴力とジェンダーに基づく暴力を防止し、対応するためにあらゆる可能な措置を講じるべきだと確信している。

行動への提言

普遍的医療保障を含む、年齢とジェンダーに配慮した SRH サービス

1. 政府は、あらゆる多様性を持つ思春期の若者やユースに対し、差別や暴力、強要なしに、未婚・既婚を問わず、普遍的医療保障の一環として、質が高く包摂的でジェンダーに配慮した SRH サービスを手頃な価格で公平にアクセスできるよう保証する必要がある。サービスは、プライバシーと秘密保持を保証し、非審判的で敬意をもって提供されるべきである。また、保護者、配偶者、後見人、司法の同意を必要とせず、本人の能力の発達に応じてサービスを提供すべきである。
2. 政府は、SRH の問題に取り組むための国家戦略や計画が、教育、司法、子どもの保護サービスなど他の関連部門を含め、調整された多部門アプローチを採用し、分野横断的な問題が包括的に取り組まれるようにすべきである。
3. 各国政府は、最も社会から疎外された思春期の若者にアプローチすることを目的とした介入策を優先し、万人のための普遍的医療保障への公平なアクセスを保証すべきである。
4. 年齢とジェンダーに配慮した青少年の SRHR サービスに特化した保健予算が不可欠であり、保健サービスの利用者負担金や自己負担金も撤廃し、SRHR サービスがあらゆる思春期の若者やユースにとって利用しやすく、手頃なものとなるようにすべきである。
5. 政府は、SRHR 情報とサービスを含む、年齢とジェンダーに配慮した思春期の若者の保健サービスを提供するために、医療従事者を訓練することを含め、保健システムを強化するために必要なあらゆる措置を講じなければならない。思春期の若者とユースと彼らの性、特に女の子とユース女性に対する批判的な態度や有害な規範を研修で取り上げることで、あらゆる思春期の若者とユースが、差別、スティグマ、強要、暴力から解放され、SRHR サービスにアクセスできるようになるだろう。

包括的性教育(CSE)

6. 包括的性教育(CSE)は、正規・非正規を問わず教育現場や緊急時にあっても、すべての子ども、思春期の若者、ユースがアクセスできなければならない。それは、非審判的で非差別的であり、科学的に正確で利用しやすく、包摂的で権利に基づき、かつジェンダー・トランスフォーマティブなものでなければならない。また、子どもや思春期の若者、ユースの発達能力に適応した方法で提供すべきである。

ユースの有意義な参加

7. 思春期の若者は、自身の健康と発達に作用する決定に影響を及ぼすことができるように有意義に関わり、参加し、パートナーシップをとる必要がある。政府およびその他のサービス提供者は、思春期の若者やユース、特にそのニーズが見過ごされがちな、あらゆる多様性を持つ女の子やユース女性と協議しながら、思春期の若者やユースの SRHR サービスの実施と評価のための戦略とプログラムを策定すべきである。

データ細分化

8. 政府は、SRHR に関する体系的で信頼性と質の高い細分化されたデータ収集を確実にし、サービスの提供や国民の意識向上に役立てる必要がある。データは、2030 アジェンダの公約に沿って、所得、ジェンダー、年齢、人種、民族、移住の有無、障害、地理的な位置によって細分化されるべきである。プラン・インターナショナルは更に、政府に対し、(プライバシーと人権の適切な保護のもとで)性自認と性的指向によるデータ収集も細分化するよう要請する、というのは、これらの要素が、万人のための SRHR サービスの改善という文脈で特に重要になるからである。

人道支援

9. 危機的な状況において、人道支援従事者は、SRH サービスに関する啓発を含む最小限初期サービスパッケージの完全かつ迅速な実施、および詳細なニーズ評価と長期的なプログラム計画に基づく包括的なサービスと供給への早期の移行を約束すべきである。最低初期サービスパッケージに沿ったサービスを支援または提供する人道援助従事者は、その対応が思春期の若者の SRH を包摂するものであることも確認すべきである。
10. 各国政府はまた、危機や紛争時のサービスの継続性を確保するために、特に地域レベルで SRH サービスのレジリエンスを高めるための対策を講じるべきである。これには、SRH サービスを組み込んだ強力な一次医療システムへの投資、災害リスク軽減アプローチの適用と実施における医療従事者の能力開発、保健・教育部門における SRH と女の子とユース女性特有のニーズが準備対策の一部となるようにすることなどが含まれる。